

## まちづくり等に関する提言

まちづくり等の推進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 魅力ある都市づくりを実現するため、都市自治体が自主的・主体的な取組ができるよう、都市計画法等における権限を都市自治体に移譲すること。  
また、都市計画事業として整備された都市計画施設等の改修・更新については、より広く都市計画税を充当できるよう、都市計画運用指針を見直すなど柔軟に対応すること。
2. まちづくり等の推進に対する支援
  - (1) コンパクトシティの形成等、まちづくりや中心市街地の活性化に関する施策については、地域の実情に応じた適切な財政措置を講じるとともに、地域商業の活性化に資する取組に対し支援措置を講じること。
  - (2) 観光産業の振興や観光客による情報発信を移住に結びつけるため、移住・就労・生活支援等の整備を行い、地方への移住を促進すること。
  - (3) 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の推進に関する法律」に基づく「移動等円滑化の促進に関する基本方針」の目標達成のため、各種施設等のバリアフリー化に伴う財政措置を充実すること。
  - (4) 都市環境整備については、地域の実情に合った事業を計画的に実施することができるよう、弾力的な運用を図ること。
3. 連続立体交差事業及び関連するまちづくり事業については、地域の実情を踏まえ採択基準を緩和するなど財政措置を講じること。
4. 公道化の推進に支障となる所有者不明等の私道については、事業推進が可能となるよう対策を検討すること。
5. 国土の均衡ある発展を図るため、各地域を一体的に整備する施策等を着実に推進すること。

6. 不適切な残土処分行為を規制するため、実効性のある法的整備を図ること。

また、山砂利等の採取跡地の修復整備及び環境改善を図るため、都市自治体が良質な建設発生土を確保できるよう適切な措置を講じること。

7. 国から譲渡された法定外公共物の維持管理について、財政措置を講じること。

8. 市街化調整区域の既存集落における地域コミュニティの維持及び活性化を図るため、住宅建築等ができるよう制度を見直すとともに、都市部等からの移住を促進するための財政措置を講じること。

9. 地域活性化交付金により取得した財産の処分については、地域の実情を踏まえ活用ができるよう弾力的な運用を図ること。

10. 東日本大震災関係

防災集団移転促進事業における全ての土地の買取りや土地購入後の活用等について、弾力的に運用するとともに、必要な財政措置を講じること。